

別添 1

県土整備部・都市建築部優良工事施工者表彰実施細則

(目的)

第1条 この細則は、岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱第7条の規定に基づき、県土整備部及び都市建築部の所管にかかる優良工事施工者表彰の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰対象の工事範囲)

第2条 表彰の対象工事は、県土整備部及び都市建築部のいずれかの部が発注した工事とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 1件の最終請負金額が500万円以上の工事
- (2) 「岐阜県建設工事成績評定要領」による工事成績評定点が、原則として80点以上の工事

(補則)

第4条 この細則の運用は、平成19年度は試行するものとする。

(附則)

この細則は平成19年 5月23日より施行する。